

基本目標3 男女平等の就業環境づくり

現状と課題

男女雇用機会均等法では、女性に対する差別（募集・採用、配置・昇進、教育訓練、定年・退職・解雇）が法的に禁止され、就業について男女の均等な機会や待遇の確保をめざしています。

しかし、日本の女性の労働力率は、2006（平成18）年の時点で48.5%にとどまっており、均等法施行後も、ほとんど上昇はみられません。妊娠、出産、育児のために仕事を中断する女性は現在でも多く、年齢階層別にみた女性労働力率のM字カーブも維持されています。子育て支援政策として、男性が取得できる育児休業制度が導入され、推奨されていますが、日本男性の育児休業取得率は0.5%（民間企業のデータ、2005（平成17）年「女性雇用管理基本調査」より）にとどまっています。また、雇用形態が多様化するなか、パートタイマーや派遣労働などには、女性が多く働いているのが現状です。

2005（平成17）年3月に実施した「男女共同参画に関する東郷町職員意識調査」でも、職場での性別分業意識が強くみられ、女性回答者（117人）のうち、「昇進したいと思わない」が48.0%と、「昇進したいと思う」人（16.3%）を大きく上回り、その理由として「管理職としての自分の能力に不安があるから」をあげた人が半数を占めていました。男女の能力に差が無いと考える一方で、決断力、統率力、交渉・折衝能力などの項目で、女性より男性の方が優れていると考えられていました。

このような現状を変え、職場における男女平等を進めるために、平等な職務分担や人事配置の推進が必要です。女性が育児や介護のために仕事を中断せず、男性も家庭・地域生活と仕事との両立ができるよう、「仕事と生活の両立」（ワーク・ライフ・バランス）ができる職場環境を整備していくことも必要です。また、農業・自営業女性の自立支援も重要な課題であり、実態に応じた自立支援や条件整備を行っていくことが求められています。

＜基本的課題

3 - 1 就業機会の均等な確保と女性の能力開発

施策の方向

- 3 - 1 - 1 就業機会における平等の確保
- 3 - 1 - 2 女性の能力開発と育成
- 3 - 1 - 3 女性の再就職と起業の支援

3 - 1 - 1 就業機会における平等の確保

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女雇用機会均等法 など法制度の周知徹底	男女雇用機会均等法など法制度の周知徹底をはかるため職場研修を実施します。	人 事 秘 書 課	○	
	広報やホームページなどをとおして、法制度を周知します。	農 政 商 工 課	○	

3 - 1 - 2 女性の能力開発と育成

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
女性の能力開発のための学習機会の充実	女性の能力開発のためのセミナーや講座を、企業や商工会とも連携を図り、実施します。	農 政 商 工 課	○	
女性の積極的登用と人材育成	女性の研修参加を進めるなど、女性の人材育成を図ります。	全課	○	

3 - 1 - 3 女性の再就職と起業の支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
女性の再就職や再雇用支援の充実	女性の再就職、再雇用支援のために、資格取得や能力開発、技術支援などの講座やセミナー、研修を行います。	農 政 商 工 課	○	
女性の起業支援	女性の起業を支援するための講座、セミナーの開催や、広報やホームページを通しての情報提供を行います。	健 康 交 流 課・農政商 工課	○	

<基本的課題

3 - 2 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

施策の方向

3 - 2 - 1 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

3 - 2 - 2 パートタイム労働等における均等待遇の確保

3 - 2 - 1 職場における男女平等の推進と就業環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女平等に関する啓発・情報提供	企業や商工会との連携を図り、職場における男女平等と就業環境整備を進めるための講演会やセミナーを支援します。	農政商工課	○	
男女平等の積極的推進	企業や商工会と連携して、男女平等の職務分担や職務配置に関する啓発を進めます。	農政商工課	○	
町職員における男女平等の積極的推進と環境整備	町職員の職務分担、人事配置、男女の育児休業等取得促進やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策促進などにおいて、率先して男女平等を推進し、環境を整備します。	人事秘書課	○	
町の委託事業者に対する男女平等の推進	町の委託事業者に対し、男女平等の推進に関する協力を依頼します。	全課	○	

3 - 2 - 2 パートタイム労働等における均等待遇の確保

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
パートタイム労働等における均等待遇確保に関する啓発と情報提供	パートタイム労働等の雇用管理の改善と均等待遇を図るため、情報提供と啓発を進めます。	農政商工課	○	

基本的課題

3 - 3 男女の職業生活と家庭生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

施策の方向

3 - 3 - 1 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための情報提供と意識啓発

3 - 3 - 2 仕事と生活の両立を可能にする、職場環境の整備

3 - 3 - 1 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための情報提供と意識啓発

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
住民への情報提供と意識啓発	広報などを通して「仕事と生活の両立」（ワーク・ライフ・バランス）にかかわる情報を提供します。	健康交流課・農政商工課	○	
事業者への情報提供と啓発	男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立することができるよう、事業者に対して、育児・介護休業促進や労働時間短縮、次世代育成支援対策の推進に関する啓発を行います。	児童課・健康交流課・農政商工課	○	

3 - 3 - 2 仕事と生活の両立を可能にする、職場環境の整備

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
企業に対する、「仕事と生活の両立」の奨励	次世代育成支援について優れた取組を行なっている企業の事例紹介など、企業の「仕事と生活の両立」を奨励する施策を行います。	児童課		○
町職員における「仕事と生活の両立」の推進	町職員に対して育児・介護休業の取得や年次休暇取得を呼びかけるとともに、仕事と生活の両立を可能にする職場環境の整備を行います。	人事秘書課	○	

基本的課題

3 - 4 農業・自営層の女性の自立支援

施策の方向

3 - 4 - 1 農業・自営層女性の自立支援

3 - 4 - 2 家内労働に従事する女性への自立支援

3 - 4 - 1 農業・自営層女性の自立支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
農業・自営層の男女共同参画に関わる情報提供と啓発	・家族経営協定や「あいち農山漁村男女共同参画プラン」に関わる情報提供を行い、農業・自営業女性の地位向上に向けた啓発を行います。 ・女性農業者等に対して情報提供・研修、相談、情報交換や販売場所提供などの形で、支援を行います。	農政商工課	○	
農業・自営層を対象にした介護の社会化の積極的推進	農業・自営層を対象に介護の社会化の情報を提供し、介護の社会化を進めるための条件整備を行います。	長寿介護課・農政商工課	○	

3 - 4 - 2 家内労働に従事する女性への自立支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
家内労働に従事する女性への支援	家内労働に従事する女性の労働と生活の実態を把握し、その支援のための課題を明らかにし、問題点やニーズに対応します。	農政商工課		○

➤コラム 家族経営協定

「家族経営協定」とは、農業や自営業に従事している家族が、一人ひとりを尊重するために役割分担や報酬、休日、保障などのルールを決める協定のことをいいます。東郷町では2007（平成19）年3月の時点で、家族経営協定を結んでいる世帯はありません。特に「家族従業者」として働いている女性のために、家族経営協定について、広く知らせていくことが必要です。